

和光大学学部生・大学院生の皆さんへ

和光大学

研究活動における不正行為への注意

近年、学術研究に関する倫理に反する不正行為を未然に防ぎ、また、不正行為が発覚した場合にはそれに厳正に対処することが、大学などの研究機関に求められています。不正行為は、それを行った本人だけでなく、研究機関としての大学の社会的信頼を著しく低下させるものであり、絶対に許されない行為です。

したがって、本学は、不正行為を行った者に対して、大学及び大学院学則に従い、処分等の厳正な措置をとります。学部生・大学院生の皆さんには、あらかじめ以下の点に十分注意し、学習・研究活動を適正に行うよう努めてください。

①捏造（ねつぞう）・改ざん

捏造・改ざんとは、事実でないことや根拠のない主張を、データを加工するなどして事実のように偽装することであり、研究成果それ自体の信頼を損ねるだけでなく、自身の社会的信用を失う行為です。

②盗用

論文の盗用は、他人の研究業績を無断で借用することであり、研究活動の倫理に反するだけでなく、他人の著作権を侵害する犯罪行為にもなりうる社会的に許されない行為です。

例) 書籍・雑誌・新聞やWEBサイト等に掲載された他人の文章や資料を、出典を明記せずにそのまま使い、授業のレポートや論文等を作成すること。

※不正行為に対する大学の処分

不正行為が発覚した場合には、事実を確認したうえ、大学学則第64条及び大学院学則第43条の規程に則り、「戒告」、「停学」または「退学」の懲戒処分を行います。

以上